**２０カ国の総括所見での24条（教育）**　仮訳

<20カ国とは>

IDA（国際障害同盟）が条項ごとにすべての総括所見をまとめて公表しています（最新のものを上にして）。本仮訳はそのうちの最新の20カ国のものです。ただし、日本の参考にするために、最新の総括所見10カ国は無作為に選び、11から20番目はOECD加盟国から選びました。結果的にOECD加盟国14、その他6となりました。

**1 バングラデシュ CRPD/C/BGD/CO/1 9-Sep-22**

47. 委員会は懸念をもって留意する。

(a) インクルーシブ教育とは逆行して、2019年の障害に関する複合特殊教育政策を含め、分離教育と特殊教育に過度に依存していること。また、小学校に就学する子どもの数に関する統計データの欠如（とくに農村部や遠隔地において）。

(b）盲人、ろう者、知的障害者、精神障害者のための点字、手話言語、わかりやすい版を含む利用可能な形式の学習教材の欠如。およびアクセシブルな通学手段及び校舎の欠如。

(c) 教育制度の専門職に対する点字、手話言語、わかりやすい版の技能訓練の不足、障害のある生徒に対する個別的支援と合理的配慮の不足。

(d) インクルーシブ教育の推進のための十分な予算配分の欠如と、教育制度に登録された障害のある生徒の数について、性別と機能障害の種類で分けられた体系的データ収集の不在。

**48. インクルーシブ教育の権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）および持続可能な開発目標のターゲット4.5を想起し、委員会は、締約国に以下のことを勧告する。**

**(a) インクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択し、実施し、教育制度に就学する子どもの数、とくに農村部および遠隔地の障害のある子どもの数に関する統計データを作成すること。**

**(b）障害のあるすべての生徒にアクセシブルな形式の学習教材を提供するための努力を強化し、教育システム全体でアクセシブルな通学手段とインフラを提供すること。**

**(c) 手話言語、点字、わかりやすい版 の技能習得を含むインクルーシブ教育に関する教員研修のための効果的なプログラムを確立し、障害のある生徒に対する個別的支援と合理的配慮を促進すること。**

**(d) インクルーシブ教育の推進のために十分な予算配分を行い、教育制度に登録された障害のある子どもの数について、性別と機能障害の種類別に集計された体系的な統計データを提供すること。**

**2 中国 CRPD/C/CHN/CO/2-3 9-Sep-22**

50. 委員会は、懸念をもって次のことに留意する。

(a) 分離された教育環境にいる子どもの数は依然として多く、主流の学校では、とくに農村部において、手話言語通訳、合理的配慮、インクルーシブ教育の専門資格を持つ教師の不足など、インクルーシブ教育を支援するための資源が不足していること。

(b) 障害者教育規則（2017年）の更新により、障害のある子どもは、準政府機関の障害者教育専門委員会によって評価されることを要求され、「身体的条件と（主流の）学校で教育され、適応できる能力」に応じて学校に配置されること。

**51. インクルーシブ教育の権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）および持続可能な開発目標のターゲット4.5と4.aを想起し、委員会は締約国に以下を勧告する。**

**(a) インクルーシブ教育の強制力のある権利を含む法律を導入し、知的障害児や精神障害児を含むすべての障害児のための質の高いインクルーシブ教育を実施するための包括的な行動計画を策定し、そこに特定の目標、時間枠、予算、特殊学校からの資源の移転、インクルーシブ教育カリキュラムを含めること。**

**(b）障害児教育に関するすべての差別的な規定を撤廃することを目的として、障害者教育規則（2017年）を改定し、障害のある子どもが機能障害を理由に一般教育制度から排除されないように、質の高いインクルーシブ教育を明示的に規定すること。**

**3　日本 CRPD/C/JPN/CO/1 9-Sep-22**

51. 委員会は次のことを懸念している。

(a) 医学に基づいた評価により、障害のある子どもの分離された特別教育が永続し、障害のある子ども、とくに知的障害のある子どもおよび精神障害のある子ども、より手厚い支援を必要とする子どもが、通常の環境での教育にアクセスできないこと、また、通常の学校における特別支援教育クラスの存在について。

(b) 障害のある子どもが、通常の学校への入学準備が整っていないとの認識や実態から入学を拒否されていること。また、2022年に出された大臣通達（訳注　正確には局長通知）により、特別学級に在籍する生徒は、授業時間の半分以上を通常学級で過ごしてはならないことになったこと。

(c) 障害のある学生に対する合理的配慮の提供が不十分であること。

(d) 通常教育の教師のインクルーシブ教育に関するスキル不足と否定的な態度。

(e) ろう児への手話言語教育、盲ろう児へのインクルーシブ教育など、通常の学校におけるコミュニケーションと情報の代替的、補助的手段や様式の不足。

(f) 大学の入試や学習過程など、高等教育における障害のある学生の障壁に対処するための国の総合的政策がないこと。

**52. 委員会は、インクルーシブ教育の権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）、および持続可能な開発目標のターゲット4.5とターゲット4.aを想起し、締約国に以下のことを促す。**

**(a) 分離された特別教育をやめることを目的として、教育に関する国家政策、法律、行政措置の中で、障害のある子どもがインクルーシブ教育を受ける権利を認めること。またすべての障害のある生徒が、教育のすべてのレベルにおいて、合理的配慮と必要とする個別支援を受けられることを保障するために、特定の目標、時間枠、十分な予算を伴う、質の高いインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択すること。**

**(b) すべての障害のある子どもの通常の学校へのアクセスを確保し、通常の学校が障害のある子どもを拒否することを許さない「不拒否（non-rejection）」条項と方針を打ち出し、特別学級に関わる大臣通達を撤回すること。**

**(c) 障害のあるすべての子どもが、個々の教育的要求を満たし、インクルーシブ教育を確保するための合理的配慮を保障すること。**

**(d) インクルーシブ教育について、通常教育の教員および教員以外の教育関係者の研修を確実に行い、障害の人権モデルについての認識を高めること。**

**(e) 点字、わかりやすい版（Easy Read）、ろう児のための手話言語教育を含む、通常の教育環境における補助・代替コミュニケーション様式および手段の使用を保障し、インクルーシブ教育環境におけるろう文化を促進し、盲ろう児のインクルーシブ教育へのアクセスを確保すること。**

**(f) 大学入試や学習過程など、高等教育における障害のある学生の障壁に対処する総合的な国家政策を策定すること。**

**4 インドネシア CRPD/C/IDN/CO/1 9-Sep-22**

52. 委員会は懸念をもって留意する。

(a) インクルーシブ教育の達成に向けた努力が限られていること、特別な学校や学級の普及、および障害者のあらゆるレベルの教育制度へのアクセスを確保する仕組みの欠如。

(b) アクセシブルな学習教材、代替的なコミュニケーションや情報手段、インクルーシブ教育の質を向上させるための点字や手話言語通訳、その他の専門サービスに関する教師への研修が不足していること（とくに農村部や遠隔地）。

(c) 子どもまたはその親のハンセン病の罹患を理由に、子どもが学校から排除されること。

**53. インクルーシブ教育の権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）および持続可能な開発目標のターゲット4.5を想起し、委員会は、締約国に以下を勧告する。**

**(a) 具体的な目標、スケジュール、予算、および国、州、市、県レベルの間で調整された責任を伴った、すべての教育レベルを対象とするインクルーシブ教育戦略を策定すること。**

**(b) すべての地域とすべての教育レベルに障害サービスユニットを設置し、アクセス可能な学習教材とコミュニケーション・情報の代替手段（インクルーシブ・デジタル・アクセス、わかりやすい版、点字、手話言語、コミュニケーション補助具、支援機器、情報機器など）の提供を促進し、手話言語と点字の教員研修を地方や遠隔地を含めて確保すること。**

**(c) 教育制度の中で、ハンセン病に関する偏見や誤った情報に対処し、ハンセン病の子どもやハンセン病の親を持つ子どもがインクルーシブ教育に参加できるようにするための政策と戦略を策定すること。**

**5 ラオス PDR CRPD/C/LAO/CO/1 9-Sep-22**

44. 委員会は以下の点を懸念している。

(a) インクルーシブ教育の実現に向けた進捗の遅さ、限られた資源と技術補佐員および障害者への補助金不足によるインクルーシブ教育に関する国家行動計画の不十分な実施、そして、ビエンチャンとルアンパバーン郡に保健省管轄の盲者とろう者向け特殊学校2校が存在すること。

(b) 障害者の非識字率が高く、学校までの距離が長い、あるいは公共交通機関の未発達により学校を中退する障害者が多く、主流の教育制度において生徒への合理的な配慮がなされていないこと。

(c) インクルーシブ教育の権利に関する教員および教員以外の職員に対する研修が不十分であり（とくに地方で）、教員、学校管理職員、障害のない生徒、およびその保護者の間で障害のある生徒を主流教育に組み込むことに否定的な態度が見られること。

(d) あらゆるレベルの障害のある生徒、とくに遠隔地に住む生徒や少数民族の生徒にとって、アクセシブルな教材、適応性のある学習環境、個別的配慮が限られていること。

(e) 障害のある学生、とくに知的障害や自閉症の学生、障害のある女子学生、ハンセン病患者を学校が拒絶していること。

(f）多くの大学課程が障害者の入学を認めておらず、障害者の高等教育の機会が限られていること。

(g) 身体障害のある子どもだけに焦点を当てたデータ収集。

**45. インクルーシブ教育の権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）および持続可能な開発目標のターゲット4.5および4.aを想起し、委員会は締約国に勧告する。**

**(a) 障害のあるすべての生徒がすべてのレベルの主流教育制度において質の高いインクルーシブ教育を受けられるため、十分な予算配分を行い、すべての関係省庁および関係者が関与するインクルーシブ教育に関する国内行動計画を実施するために必要な措置を採用すること。**

**(b) 障害者の非識字および学校からの中退率を減らすための努力を倍加させること。ここには、地域社会に近い学校の確保、アクセシブルな公共交通機関、教育制度における合理的配慮を要請するための一本化した仕組みの確立が含まれる。**

**(c) あらゆるレベルのインクルーシブ教育について、教員および教員以外のスタッフに対する継続的な研修を確保する。ここには、手話言語やその他のアクセシブルな形式の情報・コミュニケーションのための研修を含める。また、あらゆるレベルのインクルーシブ教育の重要性に関する地域社会の意識を高めることに取り組むこと。**

**(d) 障害のある生徒に対し、教室での支援やアクセシブルな学習環境、インクルーシブなデジタルアクセスなどの代替的でアクセシブルな形式での教授法や学習教材（わかりやすい版、コミュニケーション補助具、支援機器や情報機器を含むコミュニケーションの様式や手段を含む）など、個別的な配慮を提供すること。また、ラオス手話言語が堪能な教師を十分に確保すること（とくに農村や遠隔地で）。**

**(e) 障害のある子どもの拒絶とスティグマを防ぐための措置をとり、すべての障害のある生徒、とくに、知的障害や精神障害のある生徒、障害のある女子生徒、自閉症の生徒、ハンセン病の患者などが、主流の学校で教育を受けることができるようにすること。**

**(f) ユニバーサルデザインおよび合理的配慮の措置により、高等教育および職業教育におけるアクセシビリティを確保すること。**

**(g) すべての就学している生徒と就学していない生徒、および退学に関するデータを、性、年齢、障害別に体系的に収集し、分類すること。**

**6 ニュージーランド CRPD/C/NZL/CO/2-3 9-Sep-22**

47. 委員会は、次のことを懸念している。

(a) インクルーシブ教育に対する立法と政策の公約にもかかわらず、専門学校、寄宿型専門学校、特別教育サテライトユニットなど、分離されたの学習環境への障害のある生徒の入学が増加していること。

(b) インクルーシブ教育に投資するのではなく、障害児のための寄宿型専門学校への入学要件を変更する提案。

(c) 寄宿型専門学校での障害のあるマオリの子どもの割合が高いこと。

**48. インクルーシブ教育の権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）および持続可能な開発目標のターゲット4.5と4.aを想起し、委員会は締約国に勧告する。**

**(a) 分離された教育環境を主流のインクルーシブ教育制度に移行するための措置、専門教育からインクルーシブ教育への資金と資源の移行、教員研修におけるインクルーシブ教育の優先、統一したインクルーシブ教育政策とガイドラインの確立、インクルーシブ教育カリキュラムの開発、コミュニティの意識の促進および向上を含むインクルーシブ教育戦略を策定すること。**

**(b) 寄宿制専門学校への入学要件を変更する提案を撤回し、資金と資源をインクルーシブ教育制度に振り向けること。**

**(c) 寄宿型専門学校に通う障害のあるマオリの子どもの割合が高いことに対処するため、地域社会のワナウ（拡大家族ネットワーク）にとどまるための支援の提供など、文化的に適切な具体策を策定する。**

**7 韓国 CRPD/C/KOR/CO/2-3 9-Sep-22**

49. 委員会は懸念を抱いている。

(a） 締約国は、医学的な機能障害に基づくアプローチによる特殊教育を維持し、特殊学校の数を増やし続けており、その結果、自閉症、知的障害、精神障害または重複障害を含む障害のある多数の児童が、依然として分離された特殊教育を受けていること。

(b）点字、手話言語、アクセシブルな教授法の訓練を受けた教員や支援スタッフの数が不十分であり、インクルーシブ教育の推進に必要なスキルや能力に関する教員への研修のレベルが低いこと。

(c) 幼稚園以外のデイケアセンターに通う障害のある子どもが、教育省から支援を受けていないこと。

**50. 委員会は、インクルーシブ教育の権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）および持続可能な開発目標のターゲット4.5を想起し、前回の勧告（CRPD/C/KOR/CO/1、パラグラフ46）を繰り返し、締約国に次のことを要請する。**

**(a) 教育上のニーズと必要な配慮に関する人権に基づく個別評価を含む、すべての教育レベルにおける主流教育のインクルージョンの文化を促進するための戦略を伴う、総合的インクルーシブ教育政策を策定し、教師および教師以外の教育関係者にインクルーシブ教育に関する適切な訓練を提供すること。**

**(b) 障害のある生徒に対し、インクルーシブ・デジタル・アクセス、わかりやすい版、コミュニケーション補助、支援機器、情報技術を含むコミュニケーションの様式や手段など、代替的でアクセシブルな形式の補助代償手段や学習教材を提供すること。**

**(c) 保健福祉部管轄の分離型デイケアに通うすべての障害児が、教育省管轄の主流幼稚園に移管されるようにすること。**

**8 シンガポール CRPD/C/SGP/CO/1 9-Sep-22**

47. 委員会は懸念を抱いている。

(a) インクルーシブ教育の実現に向けた進展の遅さ、「軽度から中等度の障害」と評価された生徒のための特別な学校やクラスの普及、より高いレベルの支援を必要とする子どもが直面するインクルーシブ教育へのほぼ乗り越えられない障壁。

(b） 障害のある生徒の学校の証明書には、カリキュラムの修正に関する情報が含まれており、雇用主になる可能性のある人の偏見と差別を喚起しかねないこと。

(c) 教育関連職、教師、教師以外のスタッフに対して、インクルーシブ教育の権利に関する研修が不十分であり、「人格と市民性教育」の下での意識向上カリキュラムが、障害の人権モデルに基づいていないこと。

**48. インクルーシブ教育の権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）、および持続可能な開発目標のターゲット4.5とその関連を想起し、委員会は締約国に勧告する。**

**(a) 知的障害のある生徒、精神障害のある生徒、自閉症の生徒を含むすべての障害のある生徒のために、高等教育および職業教育を含むすべての教育レベルにおいて、特定の目標、期限および予算を伴う質の高いインクルーシブ教育の実施のための戦略を策定すること。**

**(b) 障害のある生徒のための学校カリキュラムの修正に関する情報を学校証明書から削除し、すべての障害のある生徒の主流学校への完全な包摂を達成するために、教育における合理的配慮と個別の支援を提供するための財源割り当てを含む措置を強化すること。**

**(c) 手話言語や点字、わかりやすい版 などのアクセシブルな様式の情報・コミュニケーションに関する研修を含め、すべてのレベルでインクルーシブ教育に関する教育関連職、教師、教師以外の職員の継続的な研修を確保し、啓発カリキュラムを障害の人権モデルに基づいたものとすること。**

**9 ハンガリー CRPD/C/HUN/CO/2-3 25-Mar-22**

48. 委員会は、障害のある子どもが一般教育制度から排除されていることに懸念を抱いている。とくに以下の点に懸念を抱いている。

(a) 公教育法は分離教育を規定し、障害のある子どもを一般学校に入学させる、条約が規定する義務を省き、高い支援要求を持つ子どもの入所施設や家庭での教育を正当化し、また障害のある子どもの授業時間数の減少を正当化している。

(b) 身体障害児のための通常の教育施設や交通機関が、個々人の要求に応じた合理的配慮を提供せず、農村部を含め地域社会で利用できないこと。

(c)一般教育制度の教師の、インクルーシブ教育に必要な知識や技能が限られていること。

(d) ろう児および難聴児が一般教育システムを利用する際に経験する障壁、およびインクルーシブ教育環境内におけるバイリンガル教育の機会の欠如。

(e) とくに自閉症児と知的障害児にとって、一般的な職業教育施設とプログラムが利用しにくいこと。

(f）ロマの子どもを含む障害のある子どもが、質の低い教育や特殊学校に分離されていること。

**49. 委員会は、委員会の一般的意見第4号（2016年）および持続可能な開発目標のターゲット4.5と指標4.aを想起し、締約国に以下のとおり勧告する。**

**(a) 障害のある子どもの教育に関するすべての差別的な規定を撤廃することを目的として公教育法を改正し、障害のある子どもが機能障害を理由に一般教育制度から排除されないことを確保するために質の高いインクルーシブ教育を明示的に規定すること。**

**(b) 地域社会における一般教育制度へのアクセスを保障し、障害のあるすべての子どもに、他の子どもと平等に、必要な合理的配慮を提供すること。**

**(c) 身体障害のある子どものために、地域社会の通常の教育施設および交通手段へのアクセスを締約国全土で保障すること。**

**(d)一般教育の教員および行政職員に対し、インクルーシブ教育の原則と方法、障害のある子どもの能力、障害のある子どもが必要とする個別の支援策について、包括的かつ重点的に研修を実施すること。**

**(e) ろう児および難聴児に一般教育へのアクセスを提供し、とくに質の高い手話言語やその他必要とされる支援を通じて、インクルーシブ教育の場におけるバイリンガル教育の機会を促進すること。**

**(f) ユニバーサルデザイン及び合理的配慮の措置を通じて、すべての障害児、とくに自閉症児及び知的障害児のための通常の職業教育施設・課程へのアクセスを確保すること。**

**(g) ロマ人の子どもを含む障害のある子どもが、他の人と平等に、インクルーシブで質の高い無料の初等・中等・職業教育へのアクセスを確保するための措置をとること。**

**10 ベネズエラ CRPD/C/VEN/CO/1 25-Mar-22**

42. 委員会は、締約国が依然として聴覚障害者、視覚障害者、知的障害者、身体障害者のための学校を持つ特殊教育モデルを利用していること、および教育機関におけるベネズエラ手話言語の導入の進展に関する情報が不足していることを懸念しつつ留意する。

**43. 委員会は、締約国に対し、インクルーシブ教育の権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016）に基づき、持続可能な開発目標のターゲット4.5を念頭に置き、世界障害サミット2022での公約に即して、以下のことを勧告する。**

**(a) あらゆるレベルのすべての障害者のための国家インクルーシブ教育計画を策定し、予算配分を特殊教育から通常の教育制度に振り替え、就学前段階から高等教育段階まで個別の支援を行い、教員に適切な研修を行い、特殊教育の教員を支援の一形態として通常の教育制度に組み入れること。**

**(b) すべての教育機関において、支援、代替的でアクセシブルなコミュニケーションと情報の様式・方法・手段で特別にデザインされた教材、および支援機器が提供され、個人の要求に対する合理的配慮が行われることを保障すること。**

**(c) すべての教育機関におけるベネズエラ手話言語、および点字やわかりやすい版などの他の様式の導入の進捗を評価すること。**

**11 メキシコ CRPD/C/MEX/CO/2-3 25-Mar-22**

54. 委員会は次のことを懸念している。

(a) 特殊教育が存続していること。

(b) 障害のあるすべての子どものインクルーシブ教育の確保を目的とした、締約国のすべてのレベルを網羅する戦略が欠如していること。

(c) 15歳以降の障害児の教育制度からの高い退学率。

(d) 障害のある女性や少女が早期教育と高等教育から広く排除されていること。とくに、障害と性別、アクセシビリティと合理的配慮の欠如、障害のある学生の要求に関する知識の欠如がその理由である。

(e) 点字の教科書、手話言語通訳を含め、アクセシブルな学校および教具の不足。

**55. 前回の総括所見の第48項を参照しつつ、委員会は締約国に勧告する。**

**(a) 法律および政策によって、初等、中等、高等教育、生涯学習のすべてのレベルにおいて、支援措置、合理的配慮の提供、十分な資金、教育職員の訓練を含むインクルーシブな教育制度を確立すること。**

**(b) 知的障害または精神障害のある子ども、盲ろう児、先住民族の障害のある子どもなど、すべての障害のある子ども、とくに障害のある少女が主流の学校環境で教育を受けられるための措置を採用すること。**

**(c) 点字や手話言語を含む学校や教具のアクセシビリティのための措置を実施し、教育開始時からその利用を確保すること。**

**(d) 分離された学校と主流の学校への入学に関する、性別、出身国や民族、貧困状態、農村・都市の生活環境、機能障害の種類ごとに集計した教育に関するデータを作成すること。**

**12 スイス CRPD/C/CHE/CO/1 25-3-22**

47. 委員会は懸念をもって留意する。

(a) 分離された教育環境にいる子どもの数が多いこと、および、障害のある子どもを特殊教育に移行させるための特殊教育に関する州間協定が適用されていること。

(b) 手話言語通訳、合理的配慮、インクルーシブ教育の専門資格を持つ教師の不足など、インクルーシブ教育を支援するための資源が主流校にないこと。

(c) 障害のある学生、とくに知的障害や精神障害のある学生が直面する職業訓練や高等教育へのアクセスの障壁。

**48. 委員会は、委員会の一般的意見第4号（2016年）を想起し、締約国に勧告する。**

**(a) インクルーシブ教育を受ける憲法上の権利を導入し、知的障害児、精神障害児および自閉症児を含むすべての障害児のための質の高いインクルーシブ教育を実施するための包括的戦略を策定し、その戦略に特定の目標、時間枠、予算、特殊学校からの資源の移転、連邦・州レベルでのインクルーシブ教育カリキュラムおよび教員資格を定めること。**

**(b) 特殊教育に関する州間協定と州の政策の適用が、障害のある子どもを特殊教育に移行させる結果とならないようにし、インクルーシブ教育を受ける子どもの権利を支持すること。**

**(c) 障害者が、合理的配慮の提供などにより、アクセシブルでインクルーシブな高等教育に参加できるようにし、認定された基本的職業訓練および専門的訓練のための包括的プログラムへのアクセスを確保すること。**

**13 フランス CRPD/C/FRA/CO/1 14-Sep-21**

50. 委員会は、障害のある子どもが、入所型医療社会福祉施設や通常の学校の特別教室など、分離された教育環境にいる割合が高く、汚名と排除を永続させていることに懸念を抱いている。また、以下の点にも懸念を抱いている。

(a）海外領土を含む障害のある子どもの、入学、フルタイムまたはパートタイムでの就学状況の統計情報が不十分であること。またロマの子ども、亡命を求める子ども、難民の子ども、および不定期移住の障害のある子どものインクルーシブ教育へのアクセスについて十分な統計情報が得られていないこと。

(b）知的障害、精神障害、自閉症の子どもが学校で拒否されること。

(c) 障害のある子どもが教育上の要件を満たすための合理的配慮の提供による個別的支援の欠如（とくに自閉症児やダウン症の子どもが影響を受けている）。

(d) COVID-19の大流行時の学校閉鎖に伴い、障害のある子ども、とくにろう児への合理的配慮がなされていないこと。

(e) フランス手話言語の教育および手話言語による教育の提供が不十分であること。

(f) 盲人や視覚障害者、知的障害者のための点字やわかりやすい版の学習、教育、使用がないこと。

(g) 学校におけるいじめを含む、障害のある子どもに対する暴力の情報があること。

(h) 障害者の高等教育へのアクセス、障害のある学生への支援、国際的な移動への配慮。

**51. 委員会は、インクルーシブ教育を受ける権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）及び持続可能な開発目標4、ターゲット4.5及び指標4（a）を想起し、海外領土を含むすべての障害のある子どものための質の高いインクルーシブ教育を達成するための措置を強化するよう締約国に勧告する。締約国は、この領域において、障害者の権利に関する特別報告者（A/HRC/40/54/Add.1、パラ81参照）が出した勧告を速やかに実施すること。委員会はさらに、締約国に次のことを勧告する。**

**(a）就学率と出席率に関する情報を含む、年齢、居住地、性別、民族的背景によって区分された障害のある子どもに関するデータ収集システムを開発し、障害のあるロマの子ども、障害のある亡命者・難民の子ども、または不規則移住の状況にある子どもが効果的に教育を受けることができるようにすること。**

**(b) 障害を理由に子どもの就学を拒否された場合、親または法的指導者が苦情を申し立て、救済を求めるための措置を採用すること。**

**(c) 障害のある子どもの試験のための配慮を含め、障害のある子どもの個々の教育的要件を満たすための合理的配慮の提供を通じて、障害者が個別の支援を求める権利を認める枠組みを開発すること、とくに自閉症児とダウン症の子どもを考慮すること。**

**(d）パンデミックCOVID-19の文脈で障害のある子どもへの支援を提供するために、市町村レベルで、官民の関係者が関与するプログラムを採用すること。**

**(e) フランス手話言語による教育が教育の早い段階で提供されるようにし、インクルーシブな教育環境においてろう文化を促進すること。**

**(f) 盲人、視覚障害者及び知的障害者のために、点字及びわかりやすい版の効果的な学習、指導及び使用を確保すること。**

**(g) 学校における障害のある子どもへの虐待及びいじめをなくす措置をとること。**

**(h) 障害者の高等教育へのアクセスを促進するために、具体的な目標と時間枠を備えたプログラムを採用し、障害のある若者が、国際的な移動を容易にすることや手話言語へのアクセスを含め、高等教育における合理的配慮の提供及び個別的支援を求められるようにすること。**

**14 エストニア CRPD/C/EST/CO/1 1-Apr-21**

46. 委員会は懸念をもって留意する。

(a）基礎及び後期中等学校法で認められている、インクルーシブ教育の実現に向けた進捗が遅れていること、特殊学校や特殊クラスが普及していること、高いレベルの支援を必要とする子どもが直面する教育への障壁がより大きいこと。

(b) 個々の要求を満たし、個別の支援を提供するための合理的配慮が、教育システム全体でまだ十分に利用可能になっていないこと。

(c) アクセシブルな教材、代替的なコミュニケーションや情報手段、手話言語に堪能な教師が少ないこと。

(d) COVID-19の流行期間中にリモート学習の中で質の高いインクルーシブな教育を受ける上で障害のある子どもが直面する障壁。また「慢性疾患」を持ちCOVID-19と同様の症状のある子どもに課せられる就学上の制限。

**47. 委員会は、委員会の一般的意見第4号（2016年）および持続可能な開発目標のターゲット4.5を想起し、締約国に勧告する。**

**(a) 具体的な目標、スケジュール、予算を伴う質の高いインクルーシブな教育を実施するための戦略を策定し、国と市町村の間で責任を分担すること。**

**(b) 必要な場合には障害者が教育における合理的配慮として個別の支援を求める権利を認める政策的枠組みを確立すること。**

**(c) 教育が差別禁止の法律と政策の対象となる生活領域であり、合理的配慮の拒否が差別の一形態として含まれていることを保障すること。**

**(d) 障害のある生徒に、補助補償機器や代替的でアクセシブルな様式（インクルーシブなデジタルアクセスなど）、方法及び手段（わかりやすい版を含む）の学習教材、コミュニケーション補助具、支援機器や情報機器を提供し、エストニア手話言語が堪能な教師の数を十分に確保すること。**

**(e）COVID-19の流行期間中、障害のある子ども、とくに農村部の子どもや経済的困難に直面している子どもが、質の高いインクルーシブな教育システムの中で必要な個別の支援を受けられるように、技術設備の提供や規則の採択を含む措置を講じ、慢性疾患を持つ子どもに学校への平等なアクセスを保障すること。**

**15 オーストラリア CRPD/C/AUS/CO/2-3 15-Oct-19**

45. 委員会は以下の点に懸念を抱いている。

(a) 「教育における障害基準 2005」の 2015 年の見直しの勧告の多くが実施されていないこと。

(b) 分離教育、隔離、孤立、年齢に適した環境の欠如を経験している障害のある生徒の著しい増加、および主流の学校におけるインクルーシブ教育のための予算の不足。

(c) 制限的な行為の使用やいじめの事例を含め、障害のある生徒に関する全国データが存在しないこと。

**46. インクルーシブ教育の権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）および持続可能な開発目標のターゲット4.5と4.aに沿って、委員会は教育に関するこれまでの勧告（CRPD/C/AUS/CO/1、パラ46）を再確認し、締約国に勧告する。**

**(a) 障害者団体と協議の上、「教育における障害基準2005」の確実な見直しを行い、そこから生じた勧告を実施し、インクルーシブ教育のための国家行動計画を策定すること。**

**(b) あらゆるレベルの障害のある生徒、とくにアボリジニおよびトレス海峡諸島民の生徒に対する分離、隔離、孤立の割合の増加、年齢に応じた環境の欠如に対処し、すべての生徒に対する全国規模のインクルーシブ教育システムに十分な資源を振り向けること。**

**(c) 適応を受ける資格がなく、地域の主流校に入学できない障害のある生徒の数に関するデータ、および教育達成度、修了率、留年率、退学率、制限的行為の使用、いじめの事例に関するデータの収集を拡大すること。**

**16 トルコ CRPD/C/TUR/CO/1 1-Oct-19**

48. 委員会は、以下の点に懸念を抱いている。

(a) 学校の物理的なアクセスの改善にもかかわらず、あらゆるレベルで差別的な分離教育が存続し、すべての教育レベルにおいて、インクルーシブな教育システム、合理的配慮と支援が存在しないこと。

(b）主流の学校で個別的支援を受けている障害のある子どもに関する体系的なデータが存在しないこと。

(c) カリキュラム、とくに数学とコンピュータが障害のある生徒の要求に対応していないこと、教員と教員以外のスタッフが質の高いインクルーシブ教育を促進するための訓練を受けていないこと、その結果、盲ろうの生徒への教育が事実上拒否されている事実。

**49. インクルーシブ教育に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）を参照し、委員会は、締約国に勧告する。**

**(a) 法律においてインクルーシブ教育を実質的な強制力のある権利として認め、高等教育を含むすべてのレベルにおいて、適切な人的、技術的、財政的資源を用いてそれを実施するための公共政策と戦略を採用すること。**

**(b) 知的障害のある子どもを含む障害のある子どもが、他の子どもと平等に質の高いインクルーシブ教育を受けられるよう、個々に応じた適切な支援と配慮の提供を確保すること。**

**(c) インクルーシブ教育の実現に向けた進捗状況について、年齢、性別、機能障害、地域別に分けられたデータを体系的に収集すること。**

**(d) 生徒の必要性に応じてカリキュラムを調整し、教育制度で働く教師やその他のスタッフに、条約に基づく障害者の権利とインクルーシブ教育を促進する能力に関する研修を提供すること。**

**17 スペイン CRPD/C/ESP/CO/2-3 13-May-19**

45. 委員会は、インクルーシブ教育に関して、その促進のための明確な政策と行動計画の欠如を含む、締約国による限られた進展に懸念を抱いている。委員会は、締約国が特殊教育および医学的機能障害に基づくアプローチに関するすべての法的条項を維持していることにとくに懸念を抱いている。また、自閉症、知的障害または精神障害、重複障害などの障害のある多くの子どもが、いまだに分離された特殊教育を受けていることを懸念している。

**46. 委員会は、インクルーシブ教育の権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）および持続可能な開発目標4、ターゲット4.5および4（a）を想起し、条約の選択議定書第6条に基づく2018年の委員会の調査の報告（CRPD/C/20/3）で示した勧告を再確認し、各教育レベルにおいてインクルージョンとその特定の目的を明確に定めるために条約に沿って法改正を促進するように国に強く要請する。また、締約国が権利としてのインクルーシブ教育を構想するための措置を講じ、障害のあるすべての生徒が、個人の特性にかかわらず、必要に応じて支援サービスを利用しながら、主流教育制度においてインクルーシブ学習の機会を得る権利を認め、調査報告（CRPD/C/20/3）に示された他のすべての提言を実施することを勧告する。**

**47. 委員会はさらに、締約国に対し、主流教育におけるインクルージョン文化を促進する戦略を含むインクルーシブ教育の総合政策を策定することを勧告する。そこには、教育上の要求と配慮に関する個別的な人権に基づく評価、教師への支援、平等および無差別の権利を確保するための多様性の尊重、障害者の完全かつ効果的な社会参加が含まれる。**

**18 ギリシャ CRPD/C/GRC/CO/1 24-Sep-19**

34. 委員会は、次のことを懸念している。

(a）インクルーシブ教育、とくに生涯学習に関して、包括的で明確な法律や戦略がなく、また資金も配分されていないこと。

(b) 学校や大学には、アクセシブルでインクルーシブな環境、建物、教材、サービス、設備、情報通信技術、および障害のある学生に提供される個別のサポートがないこと。

(c) 障害のあるロマの子ども、障害のある難民・亡命申請者・移民の子どもの教育へのアクセスが、著しく制限されていること。

(d) 主要な学校および高等教育機関におけるインクルーシブ教育に割り当てられた公的資金の量、個別教育計画について定められた透明なプロトコル、およびすべての教育レベルにおいて障害のある学生のアクセシビリティを確保するための関連技術とコミュニケーションの形態に関するデータが不十分であること。

**35. 委員会は、インクルーシブ教育の権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）を想起し、持続可能な開発目標4、とくにターゲット4.5および4.aを考慮して、締約国がインクルーシブ教育を保障する努力を高めること、とくに以下のことを勧告する。**

**(a)主流の教育システムにおけるインクルーシブ教育に関する首尾一貫した戦略を採択し、実施すること。**

**(b) ユニバーサルデザイン、障害のある児童・生徒のための具体的な措置の提供（アクセシブルな適応された教材、インクルーシブなカリキュラム、インクルーシブな情報通信技術、デジタル教育学）などの個別支援を促進することにより、条約に沿って、学校および大学環境のアクセシビリティを保障すること。**

**(c) 障害のあるすべての難民、亡命希望者、移民の子ども、および障害のあるロマの子どもの正式な教育へのアクセスを直ちに確保すること。**

**(d) インクルーシブ教育を効果的に保障するために、効果的かつ十分な財政的・物質的資源と、障害者を含む十分かつ定期的な訓練を受けた人材を割り当てること。**

**(e) 十分な予算を確保した上で、教員養成のための高等教育カリキュラム、および現職教員の研修プログラムにインクルーシブ教育の訓練を組み込むこと。**

**19 ノルウェー CRPD/C/NOR/CO/1 7-May-19**

37. 委員会は、以下の点に懸念を抱いている。

(a) 障害者が公立・私立学校において合理的配慮の拒否を含む差別なしにインクルーシブ教育を利用できることを保障するための差別禁止規定を含む効果的な法的メカニズムが欠如していること。

(b) アシスタントやサポートスタッフの配置を含む、教育における個別的支援の提供プロセスを導く基準がないこと。

(c) 障害のある多くの子どもが適切な水準の教育を受けておらず、学習成果も低いこと。特殊教育サービスの大部分は、未熟なアシスタントや適切な訓練を受けてない教師によって提供されていること。

(d) 障害のある子どものためのアクセシブルな苦情申し立ての仕組みがなく、法令違反に対する制裁がないこと。

(e) 障害のある多くの生徒が、社会的発達やコミュニケーションスキルなど、最も適した環境でより大きな学習能力を高めるような基本的スキルの適切な訓練を受けていないこと。

**38. インクルーシブ教育の権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）および持続可能な開発目標のターゲット4.5および4.8に沿い、委員会は締約国に勧告する。**

**(a) アクセシブルで効果的な苦情処理メカニズムの提供を含め、教育における障害に基づく差別を明示的に対象に含めるために差別禁止規定を強化すること。**

**(b) 主流教育における効果的な個別支援策の提供に関する国家基準を採用し、障害者がインクルーシブ教育を促進するために必要な支援を受けられるように十分な財政的・人的資源を割り当てること。**

**(c) すべての教師が個別指導のための適切な技能を持つようにし、個別支援措置が障害のある子どもの親にとって費用を伴わないようにすること。**

**(d) すべての子どもに質の高いインクルーシブ教育を保障するために、24条に完全に準拠した障害の人権モデルに基づく法律を導入すること。**

**(e) 障害のある生徒が、インクルーシブ教育システムの中で、彼らの特定の要求に適合した環境の中で学習能力を高めるために必要なスキルの訓練を受けることを保障するための措置をとること。**

**20 ポーランド CRPD/C/POL/CO/1 24-Sep-18**

40. 委員会は、以下の点に懸念を抱いている。

(a) インクルーシブ教育の実施を支援する具体的な規定の欠如、および「統合」（integration）と「包摂」（inclusion）の用語の混同。

(b) 障害のある生徒の大多数、とくに中・重度の障害のある生徒が、分離された教育環境で教育を受けていること。

(c) 学校の校長や障害のない子どもの親のインクルーシブ教育に対する意識の低さ、インクルーシブ教育に関する教師の適切な研修の欠如。

**41. インクルーシブ教育の権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）および持続可能な開発目標4、ターゲット4.5および4（a）を想起し、委員会は締約国に勧告する。**

**(a) アクセシブルな学習環境における合理的配慮、個別学習カリキュラム、インクルーシブな教室指導の実施を支援するための具体的な規定を制定すること。**

**(b) 中・重度の障害のある生徒のインクルーシブ教育を進めるために、教師への支援を含む学校への支援策を講じること。**

**(c) 障害のない子どもの保護者の間で、すべての人にとってのインクルーシブ教育の利点について認識を高め、学校の校長や教員にインクルーシブ教育の方法とよい実践例に関する研修を提供すること。**

www.DeepL.com/Translator（無料版）の翻訳を参考にさせていただきました。（佐藤久夫）